

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年2月16日（平成30年（行個）諮問第19号）

答申日：平成30年6月27日（平成30年度（行個）答申第51号）

事件名：本人に係る特定日付け保有個人情報訂正請求書等の開示決定に関する
件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 当審査会の結論

「相談対応票（特定受付番号）の保有個人情報訂正請求書一式（特定日付け。ただし平成27年。以下同じ。）」及び「当該請求に対する決定に係る決裁文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙1に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の趣旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月2日付け北海相第151号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、以下の開示を求める。

北海道管区行政評価局行政相談部から総務省行政評価局行政相談課宛て事前協議の文書等及び添付書類等及び同行政相談課から北海道管区行政評価局行政相談部宛て事前了解の文書等を開示してほしい。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

電子決裁の伺い文に、「なお、本件の取扱いについては、本省行政相談課の事前了解を得ております。」と記載されているから。

諮問、協議、調査委嘱、本省事前協議などの途中経過も開示対象になるから。

例) 司法書士懲戒処分申出に関する開示請求資料一式

懲戒処分申出書、札幌法務局から特定司法書士会への調査委嘱書、特定司法書士会から札幌法務局への回答書、起案文書が開示されている。

(2) 意見書（添付資料省略）

別紙２のとおり。

第３ 諮問庁の説明の趣旨

１ 審査請求の経緯

平成２９年１０月６日付けで、処分庁宛て、法に基づき、保有個人情報について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、同年１１月２日付けで原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月２２日付けで諮問庁に対し行われたものである。

２ 開示請求の概要

(１) 審査請求人が開示請求を行った保有個人情報は、「相談対応票（特定受付番号）の保有個人情報訂正請求書一式（特定日付け）」及び「当該請求に対する決定に係る決裁文書一式」である。

(２) 処分庁が原処分において開示することとした保有個人情報は、別紙１のとおり。

３ 審査請求の趣旨等

(１) 審査請求の趣旨

平成２７年１２月９日付け北海相第２０４号による不訂正決定を行った際に保有していた次の個人情報の開示を求める。

ア 北海道管区行政評価局行政相談部から総務省行政評価局行政相談課宛ての事前協議の文書等、添付書類等

イ 総務省行政評価局行政相談課から北海道管区行政評価局行政相談部宛ての事前了解の文書等

(２) 審査請求の理由

電子決裁の伺い文に、「なお、本件の取扱いについては、本省行政相談課の事前了解を得ております。」と記載されている。

４ 諮問庁の意見等

(１) 諮問庁の意見

北海道管区行政評価局では、保有個人情報の開示請求書等を受理した場合、当該請求が総務大臣宛ての審査請求に展開していくことも想定されることから、当該請求書を受理した旨を行政評価局（総務省行政評価局を指す。以下同じ。）に連絡することはあるが、開示決定等を行うに当たり、行政評価局との事前協議は行っておらず、審査請求において追加の開示を求められた事前協議の文書等は保有していないとのことであった。

審査請求人は、「電子決裁の伺い文に、『なお、本件取扱いについては、本省行政相談課の事前了解を得ております。』と記載されている」ことを主張しているが、処分庁によると、これは、今後、審査請求人から請求が続く場合があることを北海道管区行政評価局から行政評価局へ

電話にて連絡し、そのことについて本省の了解を得たことを意味しており、事前協議を行っていることを意味するものではないとしている。

なお、行政評価局においては、開示請求書等を受理した各管区行政評価局に対し、請求等に係る事案の内容等を連絡するよう求めているものの、事前協議をすることまでは求めていない。

(2) 結論

以上のとおり、処分庁においては、審査請求人が開示を求めている保有個人情報保有していないことから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、平成27年12月9日付け北海相第204号による不訂正決定を行った際に北海道管区行政評価局が保有していたとする、

- ① 北海道管区行政評価局行政相談部から行政評価局行政相談課宛ての事前協議の文書等、添付書類等
- ② 行政評価局行政相談課から北海道管区行政評価局行政相談部宛ての事前了解の文書等

に記録された保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明

本件対象保有個人情報の特定に関する諮問庁の説明は、上記第3の4のとおりである。

(2) 検討

ア 当審査会において、諮問書に添付された各文書を確認したところ、文書2の伺い文に「なお、本件の取扱いについては、本省行政相談課の事前の了解を得ております。」との記載はあるが、処分庁が、審査

請求人が特定日付けで訂正請求をした保有個人情報につき、訂正をしない旨の決定をするに当たり、行政評価局行政相談課と事前協議を行ったという趣旨の記載は一切ないことが認められる。

イ この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政評価局においては、行政相談業務における個人情報の取扱いの基本方針を定めているところ、これによれば、各管区行政評価局において開示請求を受け付けた場合は速やかに本省行政評価局行政相談管理官付職員に連絡するものとされ、連絡を受けた同管理官付職員は開示請求を受け付けた管区行政評価局と連携し、必要に応じて助言を行うものとされているが、事前協議をすることまで定められてはいないとのことであり、訂正請求等についてもこれに準じた取扱いがなされているとのことである。

そこで、諮問庁から上記基本方針の提示を受け、当審査会においてその内容を確認したところ、上記の諮問庁の説明は上記基本方針に沿ったものであることが認められ、これを覆すに足りる事情はない。そして、訂正請求等につきこれに準じた取扱いがなされているとの点についても、特段の問題は認められない。

ウ そうすると、上記アのとおり文書2の伺い文の記載については、今後、審査請求人から請求が続く場合があることを北海道管区行政評価局から行政評価局へ電話にて連絡し、そのことについて本省の了解を得たことを意味しており、本省との間で事前協議を行っていることを意味するものではなく、上記の不訂正決定を行った際に、処分庁が行政評価局と事前協議を行ってはならず、したがって、審査請求人が開示を求める上記1①及び②のような事前協議の文書等は存在しない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

エ 以上によれば、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1（本件対象保有個人情報記録された文書）

- 文書 1 保有個人情報訂正請求書（特定日付け），別紙 1 / 2 及び別紙 2 / 2
- 文書 2 保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙
- 文書 3 当該電子決裁に添付されている保有個人情報の訂正を行わない旨の決定通知案
- 文書 4 当該電子決裁に添付されている保有個人情報訂正請求書（特定日付け），別紙 1 / 2 及び別紙 2 / 2
- 文書 5 当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号）
- 文書 6 当該電子決裁後に出力，印刷した起案用紙
- 文書 7 保有個人情報の訂正を行わない旨の決定通知（平成 27 年 12 月 9 日付け北海相第 204 号）写し

別紙 2

北海相第 151 号—特定職員 A 1 札幌法務局への要望を金融庁への要望に捏造

上記第 3 の 4 諮問庁の意見

「電子決裁の伺い文に、『本件の取扱い（保有個人情報の訂正請求について、全てについて不訂正決定すること）については、本省行政相談課の事前了解を得ております』と記載されている」ことを主張しているが処分庁によるとこれは、今後、審査請求人から請求が続く場合があることを北海道管区行政評価局から行政評価局へ電話にて連絡し、そのこと（今後審査請求が続く場合があること）について本省の了解を得た」ことを意味しており、事前協議を行っていることを意味するものではないとしている。

・事前了解を得たとは、不訂正決定することについて、本省行政相談課の事前了解を得たと解釈すべきである。

今後審査請求が続く場合があることを電話で連絡したのであれば、「連絡済である。」と記載するのが正しい記載であり、本省の了解を得たとするとは不自然不合理である

その他の不自然・不合理な点

・処分庁の特定職員 B は諮問庁の特定職員 C に事前了解を得ているので、処分庁に聞かなくても諮問庁は事前了解の内容は把握している。

・行政手続は文書主義であり、伺い文に記載することは電話受理票など記録があるはずである。

・不訂正の事前了解ではなく、電話で審査請求が続く場合があることを了解したと主張するが、審査請求を不了解とすることはないので、そのような了解を求めること自体が嘘である。

・特定職員 D、特定職員 E は、事前了解は電話なので文書はないと回答をしている。その時に、特定職員 D、特定職員 E は事前協議をしていないという反論はしなかった。

開示文書がある。

・本省に電話で連絡したと称しているが、書類なしで説明することは不可能である。

・本省行政相談課の事前了解を得たと、記載しているので事前了解の文書がなくても、当然に電話受理票があるはずである。（行政手続の文書主義）

理由説明書

処分庁によると、これは、今後、審査請求人から請求が続く場合があることを北海道管区行政評価局から行政評価局へ電話にて連絡し、そのことについて本省の了解を得たことを意味しており・・・。

特定年月日 保有個人情報訂正請求書と遅延理由書に対する北海道管区行政

評価局特定職員Dの説明

- ・ 審査請求が続くことはない。
- ・ 本省の了解は必要ない。

そのような説明を本省にしていない。